

内閣参質一八九第一八二号

平成二十七年七月三日

参議院議長山崎正昭殿

内閣総理大臣安倍晋三

参議院議員福島みづほ君提出教科書検定の権限に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みずほ君提出教科書検定の権限に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「「審査」する権限」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成二十七年三月三日内閣参質一八九第三九号）二についてで述べたとおり、文部科学大臣の検定を経た教科用図書の中から公立学校において使用する教科用図書を採択する権限は、当該公立学校を所管する教育委員会が有しているものである。また、公立学校において使用する教科用図書の採択に当たっては、採択する権限を有している教育委員会の権限と責任により、文部科学大臣の検定を経た教科用図書について十分な審議や調査研究を行つた上で、当該教育委員会が所管する公立学校にとつて最も適した教科用図書を採択することが必要であると考えている。これらの事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条第六号の規定により、教育委員会が管理し、及び執行する事務とされているものである。

